

高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金
(高等学校DX加速化推進事業) 実施要領
(都道府県による域内横断的な取組)

令和7年1月16日 初等中等教育局長裁定

(通則)

高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金(高等学校DX加速化推進事業)交付要綱(以下、交付要綱という。)第24条の規定に基づき、高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金(高等学校DX加速化推進事業)のうち交付要綱別記1の補助対象経費8の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 補助事業者
都道府県

2. 補助対象となる取組の内容

都道府県が公立及び私立の高等学校等を対象に、高等学校等におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の充実を図ることを目的として実施する(1)～(6)の域内横断的な取組を補助の対象とする。

- (1) 情報Ⅱ又は数理・データサイエンス・AIの活用を前提とした実践的な学校設定教科・科目若しくは総合的な探究の時間又は情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目等を担当する教師の指導力、専門性の向上のための、大学や企業等と連携したカリキュラムや指導法、評価法等に関する教師研修等の実施
- (2) 域内の採択校における本事業の成果普及、充実のため、採択校の教師等を対象に取組事例の横展開、課題の共有、大学教員等の専門人材を交えた課題解決に向けた協議等の取組事例発表会・研究協議会の実施
- (3) 域内の高等学校等の在籍生徒を対象に学習段階に応じ、生徒の興味関心を引き出す大学や企業等と連携した実践型のデジタル人材育成講座、デジタルを活用した課外活動等の実施
- (4) 域内の採択校の在籍生徒を対象としたコンテスト等の取組成果発表会の実施、取組成果発表会における大学教員等の専門人材からの助言の実施。
- (5) 域内の採択校における取組状況の進捗把握を行い、高等学校の情報教育等に知見を有する大学教員等からの指導・助言等採択校の取組を充実するための取組
- (6) その他本事業の趣旨を踏まえた高等学校等におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の充実のための取組

3. 申請方法

補助事業者は、交付の目的、補助対象となる取組の内容等を踏まえ事業計画書を作成の上、交付要綱第4条に基づき申請することとする。

文部科学大臣は、交付要綱第5条に基づき補助事業者に対して交付決定の通知を行う。

(1) 申請方法

補助事業者は、都道府県による域内横断的な取組の事業計画書1～2を文部科学省に提出する。

文部科学省は、提出された都道府県による域内横断的な取組の事業計画書1～2を審査の上内定を通知する。

内定通知を踏まえ、補助事業者は交付要綱第4条に基づき交付申請書(様式第1)を文部科学大臣に提出する。

4. 取組状況報告

文部科学省は補助事業者に対し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から

起算して5年間、補助対象事業の取組に関し別に定める様式により取組状況報告書の提出を求め、公表することができる。

5. 事業成果の積極的公開

本事業に採択された補助事業者は、補助期間中及び終了後に、文部科学省及び各事業者のホームページ等を活用し、事業の内容、経過、成果等を社会に対して積極的に情報公開することにより、高等学校等におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の充実に協力すること。

6. その他

- (1) 他の補助金や委託事業と重複して同一の経費を補助対象とすることはできないため留意すること。
- (2) 提出書類に著しい形式的な不備や重大な誤り、記載漏れ等があった場合は交付対象外とする。
- (3) その他補助金の取扱いに関して必要な事項については別に通知する。

附則（令和7年1月16日 6文科初第1995号）

この要領は、令和7年1月16日から施行し、令和7年1月16日から適用する。